

記載例

離婚届

※消せるボールペン等は使用しないでください

1-1 令和▲年10月3日届出

1-2 群馬県桐生市長殿

受理 令和 年 月 日
第 号
通知(送付) 令和 年 月 日
第 号
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附票 住民票 通知

(フリガナ) 夫 キリュウ ショウヘイ 妻 キリュウ ハルナ
(1) 氏名 桐生 翔平 桐生 春奈
生年月日 昭和/平成 ▲▲年12月24日 ▲▲年7月7日
住所 群馬県桐生市宮本町 ▲番3-204号 群馬県桐生市相生町 ▲丁目65番地の3
(2) 本籍 群馬県桐生市菱町 ▲丁目1234 番地 5
(3) 離婚の種別
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍
(5) 未成年の子の氏名

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
そのほかに必要なもの

連絡先(日中連絡のとりやすい電話番号をご記入ください)
夫 ☎ 090(1234)XXXX
妻 ☎ 080(5678)XXXX

(6) 同居の期間 平成▲年7月から 令和▲年12月まで
(7) 別居する前の住居 群馬県桐生市菱町 ▲丁目1234 番地 5
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と
(9) 夫妻の職業
(10) 届出人署名

証人 (協議離婚のときだけ必要です)
署名 清瀬 義夫 印 仲町 秋子 印
生年月日 昭和/平成 ▲▲年10月15日 ▲▲年4月9日
住所 群馬県桐生市広沢町 ▲丁目220 番地 1 栃木県足利市本城 ▲丁目2141 番地 本城アパート D203
本籍 群馬県桐生市広沢町 ▲丁目 220 番地 1 東京都新宿区歌舞伎町 ▲丁目 4 番

- には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早い方を書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について
親子交流について
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
養育費の分担について

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。
法務省 離婚
法務省パンフレット
法務省の解説動画
日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。

- 10-1
10-2
11-1
11-2
12
13
14-1
14-2
15
16
17
18

離婚届の項目別の書き方

項目	記入する内容等
①-1 届出日	❖ 届出する日を和暦（令和〇年）で記入してください。
①-2 届出先	❖ 届出先の市区町村（都道府県から）を記入してください。 ※ 届出先と違う市区町村がすでに印刷されている場合は、その市区町村名に線を引いて、その上に届出先の市区町村を記入してください。
②-1 氏名 （フリガナ）	❖ 夫妻の氏名を、戸籍のとおり楷書で記入してください。フリガナはカタカナで記入してください。 ※ 漢字圏の国の人を除く外国人の氏名は、氏と名に区分し、カタカナで記入し、英字を併記してください。
②-2 生年月日	❖ 生年月日は和暦（昭和・平成〇年など）で記入してください。 ※ 外国人の場合は西暦で記入してください。
③ 住所	❖ 届出をする時点での住民登録をしている住所を都道府県名から記入してください。 ※ 住所に方書（建物名・部屋番号等）がある場合も漏れなく記入してください。
④ 本籍・筆頭者	❖ 夫妻の現在の本籍（都道府県名から）・筆頭者を記入してください。 ❖ 外国人の場合は、下記の例を参考に国籍を記入してください。 （例）妻の国籍 アメリカ合衆国 ※ 筆頭者は戸籍のはじめに記載されている人です（夫の氏で婚姻＝筆頭者：夫）。
⑤-1 父母の氏名	❖ 血縁上の父母の現在の氏名を記入してください（注1）。 ※ 離婚や死亡している場合でも記入が必要です。
⑤-2 続き柄	❖ 血縁上の父母との続き柄を記入してください。 ※ 長男長女は「長」、次男次女は「二」、三男三女以降は漢数字を記入してください。
⑤-3 養父母の氏名	❖ 養子縁組をしている養父母の現在の氏名を記入してください（注1）。 ❖ 養父母欄のない離婚届の場合は、「その他」欄に下記の例を参考に記入してください。 （例）夫の養父「桐生一郎」続き柄「養子」
⑥ 離婚の種別	❖ 離婚の種別を選択し✓を付けてください。調停・和解離婚の場合は成立日、認諾離婚の場合は認諾日、審判・判決離婚の場合は確定日を記入してください。 ※ 夫妻の協議（裁判所を介さない話し合い等）で決定した離婚は「協議離婚」です。
⑦ 婚姻前の氏にもどる者の本籍 ※記載例【別記】参照	❖ 婚姻の際に氏を改めた者は、離婚により婚姻前の氏にもどりますので「もとの戸籍にもどる」か「新しい戸籍をつくる」に✓を付け、本籍及び筆頭者を記入してください。新しく戸籍をつくる場合は、新本籍（注2）を記入してください。 ❖ 離婚後も婚姻前の氏にもどらずに婚姻中の氏を称する場合は、この欄には何も記入せず、「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法第77条の2の届）」を離婚届と同時に届け出てください。
⑧ 未成年の子の氏名	❖ 未成年の子がいる場合は、親権者となる方の欄に未成年の子の氏名を記入してください。 ❖ 未成年の子が複数人いる場合でも、全員氏名（フルネーム）で記入してください。 ※ 審判や調停等の裁判離婚の場合は、裁判で定めた親権者となる方の欄に、未成年の子の氏名を記入してください。
⑨ 協議離婚の場合の親権者の合意チェック	❖ 協議離婚の場合で、未成年の子がいる場合は、親権の定めについて夫妻の合意が必要となります。必ずこの欄に✓を付けてください。
⑩-1 同居の期間	❖ 夫妻が同居を始めた年月、別居をした年月を記入してください。届出の時点で別居していない場合は、同居を始めた年月のみ記入してください。
⑩-2 別居する前の住所	❖ 夫妻が別居する前の住所を記入してください。届出の時点で別居していない場合は、空欄としてください。
⑪-1 別居する前の世帯のおもな仕事	❖ 夫妻が別居する前（同居中の場合は現在）の世帯のおもな仕事について、該当する仕事に✓付けてください（おもな仕事＝いちばん収入のある方の仕事）。
⑪-2 夫妻の職業	❖ 国勢調査が行われる年に届出する場合のみ記入してください。
⑫ その他	❖ 必要がある場合のみ記入してください。
⑬ 届出人の署名	❖ 協議離婚の場合は、夫妻それぞれが自筆で署名してください。 ※ 押印は任意です。 ❖ 裁判離婚の場合、申立人が自筆で署名してください。 なお、調停離婚等で相手方から届出することが調書に定められている場合や、届出期間内に訴提起者（申立人）が届出しない場合は、相手方が署名し、届出することもできます。

（注1）

父母・養父母が外国人の場合は、氏と名を「、」で区分し、カタカナで記入してください。

（注2）

新本籍は、届出時点で日本国内に存在する土地の地名地番であればどこにでも設定できます（住民登録地以外にも設定することができます）。
ご希望の地名地番が存在するかは、新本籍地の市区町村にお問い合わせください。

協議離婚の場合は、成年者（日本国籍の場合は18歳以上）2名の証人が必要です。

項目	記入する内容等
証人欄 ⑭-1 氏名	❖ 証人それぞれが自筆で署名してください。 ※ 外国人の場合は、氏名は本国名で記入してください。
⑭-2 生年月日	❖ 生年月日は和暦（昭和・平成〇年など）で記入してください。 ※ 外国人の場合は西暦で記入してください。
⑮ 住所	❖ 現在、住民登録をしている住所を都道府県名から記入してください。 ※ 住所に方書（アパート名・部屋番号等）がある場合も漏れなく記入してください。
⑯ 本籍	❖ 現在の本籍を都道府県名から記入してください。 ※ 外国人の場合は、国籍を記入してください。

項目	記入する内容等
その他 ⑰ 子に関するチェック	❖ 夫妻のあいだに子どもがいる場合は、子の養育等に関する各項目のあてはまるものに✓を付けてください。
⑱ 連絡先	❖ 記載内容に不備があった場合など、電話にてご連絡いたしますので、夫妻それぞれの日中連絡のつきやすい電話番号を記入してください。

【別記】

例1：夫の氏で婚姻した妻が、婚姻前の氏にもどり、婚姻前の戸籍に復籍する場合

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	※婚姻前の戸籍の筆頭者（父など）
	群馬県桐生市宮本町▲丁目10	番地 番
		筆頭者の氏名 織姫 武史

例2：夫の氏で婚姻した妻が、婚姻前の氏にもどり、新しい戸籍をつくる場合

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	※婚姻前の妻の氏名
	群馬県桐生市相生町▲丁目12	番地 番 3
		筆頭者の氏名 織姫 春奈

例3：夫の氏で婚姻した妻が、離婚後も婚姻中の氏を称する場合

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
	※この欄には何も記入しない	
	番地 番	筆頭者の氏名

+

その他	戸籍法第77条の2の届を同時届出 と記入する
-----	------------------------